

## 【資料2】

### 食べきり啓発業務委託仕様書

#### I 目的

県の調査及び推計では、事業系食品ロス発生量の約4割を外食産業が占めている中、外食で残さず食べることに気をつけている消費者の割合は約7割であり、改善を図る余地が見込まれる。また、過去の国の調査では、宴会での食べ残しの割合は食堂・レストランに比べて約4倍に上るとの結果が出ている。

そのため、県では令和7年度に、宴会や冠婚葬祭などの催し（以下「宴会等」という。）が開催される飲食店等から宴会等の幹事へ「食べきり」を呼びかけ、幹事が宴会等の場で参加者へ呼びかけることで、宴会等での食品ロスの削減と県民の意識醸成を進めた。

今年度は、「食べきり」の啓発を継続し、協力店の拡大や幹事への働きかけを習慣化させることで、県民への「食べきり」の定着を図る。また、併せて、県民向けの啓発動画の発信、新聞広告等の広報を通じて、広く県民を対象とした「食べきり」の啓発を実施する。

#### II 委託期間

契約締結日から令和9年2月26日(金)まで

#### III 委託業務内容

この委託業務は、県が目的を達成するために行うものであり、その詳細は次のとおり。委託業務には、飲食店等の協力が必須であるため、受託者は、県内で宴会等が開催される飲食店等に対し、事業への参加を呼びかけること。

##### 1 啓発動画の制作

県内で活躍している又は県に縁のある、県民に親しみのある人物をインフルエンサーとして起用し、食品ロス削減への理解を深め、県民の心情に働きかける啓発動画を制作すること。

###### (1) 内容

食品ロス削減を促進するため、生産者の思い、小売店や飲食店等での廃棄の状況、3010運動の紹介に関する内容等をテーマとした啓発動画とし、県民が興味関心を持ち、食品ロス削減の意識を高められるような動画を制作すること。

###### (2) 対象者（ターゲット）

宴会等の幹事及び参加者、宴会等が開催される飲食店

###### (3) 時間

YouTube用に3分程度の動画を制作し、当該動画を編集して15秒程度のテレビCM用の動画を制作すること。

###### (4) 校正

動画完成までの過程において、十分な校正確認を受けること。

###### (5) 納品時期

9月頃

###### (6) 納品データ形式

mp4

###### (7) 動画の使用方法

YouTube、テレビでの発信のほか、イベントでの放映やマスコミへの提供等に使用する。

###### (8) 権利関係の調整

受託者は動画の制作に関し、協力者等への周知とともに、肖像権、使用する音楽などの著作権等の調整を行い、必要に応じて撮影に係る費用（使用料、出演料、謝礼金等）を負担すること。

## 2 インフルエンサーによる周知

「1 啓発動画の制作」で起用したインフルエンサーの発信力を活用し、制作した動画を含めた食品ロス削減に関する情報について、県民に対して SNS で発信すること。

- (1) 発信媒体  
発信媒体は複数の SNS とし、種類は問わない。
- (2) 対象者（ターゲット）  
県内在住の 20 代から 30 代までの若年層（宴会等の幹事）
- (3) 投稿数・発信時期  
「1 啓発動画の制作」で制作した動画等を含めた食品ロス削減（特に食べきり）について、効果的に PR できる回数を設定し、効果的に PR できる時期を提案すること。
- (4) 校正  
発信までの過程において、十分な校正確認を受けること。
- (5) 発信の報告  
インフルエンサーが情報を発信した際には、速やかに URL 等を報告すること。
- (6) 効果測定  
発信から一定期間後、エンゲージメント率等を集計し、結果を報告すること。

## 3 YouTube への動画広告の掲載

「1 啓発動画の制作」で制作した動画を県民に対して周知するため、YouTube の広告展開をすること。

- (1) フォーマット  
YouTube インストリーム広告
- (2) 対象者（ターゲット）  
県内在住の 10 代から 60 代までの若・中年層
- (3) 目標広告視聴回数  
広告視聴回数が 35,000 回を超えるような提案をすること。
- (4) 目標広告表示回数  
広告視聴回数が 35,000 回を超えるような表示回数を設定し、提案すること。
- (5) 目標広告表示時期  
広告視聴回数が 35,000 回を超えるような、動画を広く周知できる効果的な時期を設定し、提案すること。
- (6) 広告の誘導先  
県の公式ウェブサイト等、県が指定するコンテンツに誘導すること。
- (7) その他  
必要に応じ、広告の表示回数、視聴回数、クリック数等の結果に応じた改善策を提案すること。

## 4 テレビ CM の放送

「1 啓発動画の制作」で制作した動画を県民に対して周知するため、テレビ CM を展開すること。

- (1) 放送局  
県内の民放 2 社以上
- (2) 対象者（ターゲット）  
県内在住の 10 代から 60 代までの若・中年層
- (3) 本数・時期  
効果的な本数、時期を設定し提案すること。

## 5 新聞広告制作及び掲載

「食べきり」の啓発及び本事業に協力する飲食店等の募集に係る広告を制作し、新聞に掲載すること。

### (1) 掲載紙

秋田魁新報、北羽新報、北鹿新聞

### (2) 対象者（ターゲット）

宴会等の参加者及び幹事、宴会等が開催される飲食店

### (3) 掲載時期

事業を広く周知できる時期を提案すること。

### (4) 掲載面

事業を広く周知できる掲載面を提案すること。

### (5) 広告の規格等

段数：（秋田魁新報）全3段（北羽新報、北鹿新聞）全5段 規格：モノクロ

### (6) 校正

広告完成までの過程において、十分な校正確認を受けること。

### (7) 納品データ形式

PDF、JPEG

## 6 普及啓発資材の発送

県が制作する普及啓発資材について、県が指定する県内300か所へ仕分けし、発送すること。封入する資材の数量は県が指定する。

## 7 独自提案

「1 啓発動画の制作」から「5 新聞広告制作及び掲載」以外、若しくは「1 啓発動画の制作」から「5 新聞広告制作及び掲載」と合わせて行うことで、事業効果を高める独自の提案を盛り込むこと。

## IV 報告書及び成果物の提出

業務実施に係る報告書を電子媒体で1部提出すること。

また、本業務で制作された成果物は制作完了時に現物及び電子媒体を各1部提出すること。

## V 契約に関する条件等

### 1 再委託等について

(1) 受託者は、本業務の全てを第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

(2) 受託者は、本業務の一部を第三者に再委託することができるが、その場合は再委託先の概要と責任者を明記し、再委託する業務の内容及び工程表等を事前に書面にて提出して県の承認を得ること。

(3) 受託者は、(2)により再委託する場合には、秋田県内に主たる営業所を有するものの中から再委託先の相手方を選定するよう努めること。

### 2 業務の履行に関する措置

(1) 県は、本業務（再委託した場合を含む。）の履行について、著しく不相当と認められるときは、受託者に対してその理由を明示した書面を求め、必要な措置をとるべきことを要求する場合がある。

(2) 受託者は、(1)の要求があったときは、当該要求に係る措置事項について決定し、その結果を要求のあった日から10日以内に県に書面で提出すること。

### 3 権利の帰属等

- (1) 著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む。）は、県に帰属する。
- (2) 県は、本業務により制作された成果物及び資料の利用を可能とする。
- (3) 県は、受託者の承諾なしに成果物を加工・編集し、新たなデータを制作することができるものとする。ただし、インフルエンサーの出演する啓発動画を除く。
- (4) 受託者は、県の承諾なしに本業務により制作された成果物及び資料を他に流用することができないものとする。

### 4 機密の保持

受託者は、本業務（再委託した場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいについて善良な管理者の注意をもってその情報を管理・保持するものとする。また、契約終了後も同様とする。

### 5 関係法令の遵守

受託者は、本業務（再委託した場合を含む。）を履行する上で、著作権、肖像権や個人情報を取り扱う場合を含め、関係法令等を遵守すること。

## VI その他

- 1 本業務が完了するまでの間、その進捗状況の報告、問題点の協議・解決、本業務の履行のために必要な事項などは、必要の都度、県と受託者が協議することとする。
- 2 本業務に起因する事故（一般市民等とのトラブル等を含む。）が生じた際は、業務の責任者を中心にその対応に当たるとともに、速やかにその概要を県に報告することとする。
- 3 本業務の履行のため、県が所持している資料等は必要に応じて提供する。ただし、本業務以外の目的に使用し、又は第三者に提供することができないものとする。
- 4 県は、受託者の委託業務の実施状況において、上記報告事項のほか、必要な報告を求め、委託業務の実施に関して調査を行い、必要な指示を与えることができることとする。

## VII 業務委託の進行等

企画提案の際に、今後の業務スケジュール案を作成すること。業務スケジュール案を基に、県と十分に調整した上で業務を実施すること。

なお、作成に当たっては、次の実施予定時期を目安とすること。

業務内容	実施時期（予定）
協力店参加の呼びかけ	令和 8 年 6 月～令和 9 年 1 月
動画制作	令和 8 年 6～9 月
普及啓発資材等の発送	令和 8 年 9 月
食べきりの集中的な啓発の実施	令和 8 年 10 月～令和 9 年 1 月